

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天栄村は、後期高齢者医療に関する市町村事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福島県天栄村長

公表日

令和5年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、その他の後期高齢者医療に関する法律及び条例に基づき、被保険者の資格管理に関する申請・届出の受付、被保険者証等の交付及び返還の受付、医療給付に関する申請・届出の受付、保険料の賦課徴収等を行う。 ①後期高齢者医療被保険者資格の管理 ②納入通知書による後期高齢者医療保険料額の通知 ③後期高齢者医療保険料の納入状況の管理 ④後期高齢者医療保険に係わる証明書の発行 ⑤後期高齢者医療広域連合への情報提供
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 福島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。) 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格ファイル (2)賦課ファイル (3)給付ファイル (4)収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 ・第19条第8号 ・別表第二の82、83の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉課
②所属長の役職名	住民福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号962-0592 福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78番地 天栄村役場総務課(0248-82-2111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号962-0592 福島県岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑78番地 天栄村役場住民福祉課(0248-82-2115)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		
<選択肢>			1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		
<選択肢>			1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月19日	I－5 ②所属長	揚妻 浩之	森 廣志	事後	
平成28年7月19日	II－1 いつ時点の計数か	平成27年1月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年7月19日	II－2 いつ時点の計数か	平成27年1月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年5月23日	I－5 ②所属長	森 廣志	熊田 典子	事後	
平成29年5月23日	II－1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年5月23日	II－2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年7月31日	II－1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年7月31日	II－2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月28日	II－1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月28日	II－2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和2年6月29日	I－5-②所属長の役職名	熊田 典子	住民福祉課長	事後	
令和2年6月29日	II－1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年6月29日	II－2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法律改正に伴う修正
令和4年3月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年3月10日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和5年2月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年2月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	